（全国社会福祉協議会のマークです。）

かわもと社協だより

平成29年4月

第147号

編集・発行　社会福祉法人 川本町社会福祉協議会（☎72-0104）　ホームページ 川本町社協 検索

平成28年度「男の簡単料理教室」

3月7日（火）、3地区合同（川本・西・北）の発表会をもって平成28年度の「男の簡単料理教室」を終了しました。少しずつ参加者も増え、楽しく賑やかに開催しています。開催当初は、12時までに食べられるかなと心配していた時期もありましたが、今では12時までには片付けまで終わってしまいます。平成29年度は、生活習慣病に重点を置き、体に良い献立をマスターしましょう。興味のある方は、ご参加ください。

百歳バンザイ!!

木村　ユキヱさん

1月10日（火）、満100歳の誕生日を迎えられた、木村ユキヱさんのお祝いにご自宅へ訪問しました。あいにくユキヱさんは施設へ行かれているとのことで、息子さんの木村国樹さん夫婦がお祝いを受け取られました。

「母は、三江線の開通式に参加したことをよく話していて、また、乳牛の育成のため別居をしていたので、88歳までは元気に一人暮らしをしてくれました」と、息子さんは話されていました。

今後もますますお元気で過ごしてください。

事業計画並びに　予算について

基本方針

川本町社会福祉協議会は、設立から51年目を迎えます。

１９６６年（昭和41年）に、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を使命として住民や行政、関係機関・団体の幅広い参加と協力を得ながら、一貫して地域福祉の推進を図ってまいりました。

こうした取り組みによって、平成12年の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体として社会福祉法に明記されたところです。

また、昨年４月の社会福祉法人制度改革に伴い、本年４月からは、新しい定款に基づき経営組織のガバナンス（統制）強化、事業運営の透明性（情報公開）の確保等、公益性と非営利性を担保する新たな社会福祉協議会として、地域と地域の皆さまに基本を置く民間経営組織として、社会福祉の原点に立ち戻って、関係機関との連携・協働による地域福祉の基盤づくりの推進と整備、また、福祉課題の解決等に取り組んでまいります。

一方で、少子高齢化と人口減少が進む当町では、家族規模・構成や働き方の変容など社会構造の変化等を背景に家族や職場、地域の支え合い機能が低下しており、社会的孤立や経済的困窮、貧困の世代の連鎖など、従来の制度やサービスの枠組みだけでは十分対応できない複合的で深刻な課題が顕在化してきております。

このため、制度の狭間にある地域の課題に積極的に対応するため、４月から生活困窮者自立支援事業（現に経済的に困窮しているだけでなく、生活困窮に陥る可能性のある者（ニート・ひきこもり、社会的孤立、虐待、権利侵害等を含む。）に対する自立相談支援事業を川本町から受託することといたしました。さらには、その先の法人後見制度も見据えて町行政当局との協議・検討を考えてまいります。

社会福祉協議会の存在意義をより高めるため、町行政当局との連携・協働を図るとともに、各種サービスの品質向上及び当社協の業務内容を知っていただくため、２年前より開設していますホームページの活用を含む広報活動等を一層充実させ、地域の皆さまの更なる利用の促進・支援を図ってまいります。

重点目標及び主な事業内容

（一）地域福祉活動への住民参加の促進

①小地域福祉活動の推進
- 人材の養成（福祉講演会の開催、老人クラブ活動等）
- 活動拠点の確保（すこやかセンター、悠湯プラザの活用）
- 社協としての支援体制（定期的な見守り活動等）

②ボランティア基盤の強化
- ボランティアセンターの基盤強化（ボランティア団体との連絡調整・研修会等）

③福祉教育の推進
- 学校及び地域における福祉教育の推進・連携

④当事者の会の組織化・支援活動の推進
- ひとり暮らしの会等

（二）地域福祉関係機関・団体とのネットワーク化と連携と協働体制
- 地域福祉関係機関・団体間のネットワーク体制の確立

（三）総合相談、情報提供体制及びサービス利用者支援体制の整備

①総合相談・情報提供体制の整備
- 社協における総合相談の窓口（総合相談等）
- 他機関・団体が行う法律相談（無料相談）等の情報提供
- ３ヶ月に１回の「社協だより」の発行
- 生活困窮者に対する「自立相談支援事業」の実施（新規）

②福祉サービス利用者支援体制の整備
- 日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス）

③福祉サービスの質の向上
- 研修会等への積極的な参加
- 個人情報保護

（四）在宅福祉サービスの開発・推進機能の強化

①介護予防受託事業
- 通所型介護予防事業（悠湯プラザ通所事業）
- 地域住民グループ支援事業（ミニデイサービス）
- 体力づくり・運動指導事業
- 転倒骨折予防教室（水中歩行）
- 高齢者食生活改善事業（簡単料理教室・男の簡単料理教室）

②生活支援事業
- 福祉用具の貸与（ベッド、車いす等）
- 見守り安心ネットワーク（年５回の一斉訪問等）
- 生活福祉資金貸付事務取扱
- 生活資金、葬儀資金等の貸し付け事業

③障がい者福祉支援の推進
- 歳末配分事業の実施

（五）児童健全育成

①子育て支援の推進
- 社協子ども祭の開催
- 小学校入学祝い品贈呈

②子育てサポートセンター受託事業
- 施設の開放（在宅児家庭の遊び場、小学生の居場所等）
- 体験活動の開催（在宅児家庭の親子活動、小学生のキッズクラブ等）
- 情報提供（子育てに関する情報の提供）

（六）団体事務局等
- 川本町民生児童委員協議会事務局
- 川本町老人クラブ連合会事務局
- 川本町人材センター事務局
- 川本町ボランティア会事務局
- 島根県共同募金会川本町共同募金委員会
- 日赤川本町分区
- ヘルプひまわり会への活動支援

（七）川本町社会福祉協議会の発展強化
- 理事会、評議員会の開催
- 会員制度の充実
- サービス評価と情報開示の推進
- 財政基盤の強化

社協会計予算

予算内訳

（単位：千円）

	区分	予算額	説明
社会福祉事業	法人運営事業	14,969	各種会議、リース料、電話代　他
	地域福祉推進事業	4,190	生活資金・葬儀資金等貸付、生活福祉資金貸付
	補助金事業	17,192	補助事業
	介護予防事業	12,391	ミニデイ事業、悠湯プラザ通所事業　他
	福祉サービス利用援助事業	1,438	日常生活自立支援事業
	共同募金配分金事業	2,240	社会福祉事業、歳末配分事業
公益事業	子育てサポートセンター事業	8,456	在宅児家庭事業、放課後居場所事業　他
	地域福祉・保健センター指定管理事業	6,271	各種保守料、水道光熱費　他
	悠湯プラザ指定管理事業	1,510	各種保守料、水道光熱費　他
	自立相談支援事業	5,000	生活困窮者自立相談支援
収益事業	葬儀用品販売事業	1,251	
	合計	74,908	

社会福祉法人制度が改正されました

社会福祉法等の一部を改正する法律が4月1日から施行されました

社会福祉法人制度の改革

（主な内容）

1. 経営組織のガバナンスの強化
- ○決議機関としての評議員を必置
- ○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- ○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備　等

2. 事業運営の透明性の向上
- ○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の一般への拡大
- ○財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規定の整備　等

3. 財務規律の強化
- ○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止　等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

【具体的な改正内容】

理事会・理事
- ●理事会は、業務執行に関する意思決定機関
- ●定数6名以上
- ●資格要件は、次に掲げる者が含まれなければならない
  - ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
  - ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
  - ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- ●選任・解任は評議員会の決議による
- ●任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
- ●理事長（会長）は、法人の代表権を有し、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有す

監　事
- ●定数2名以上
- ●選任・解任は評議員会の決議による
- ●任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

評議員会・評議員
- ●評議員会は、法人運営に係る重要事項の決議機関
- ●定数理事の定数を超える数（7名以上）
- ●資格要件は、次に掲げる者
  - ○社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- ●理事、監事との兼職は不可
- ●選任・解任は中立的な立場にある外部の者が参加する機関で選任する
- ●任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会等の関係

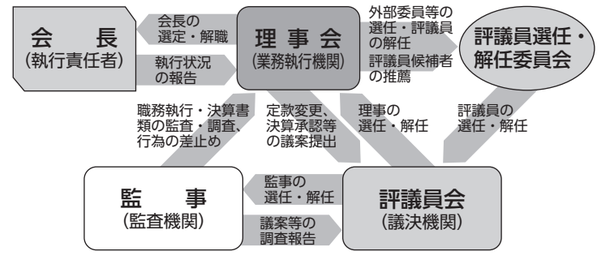

川本町社会福祉協議会は、法律の施行に伴い定款の全面変更を行いました

【主な定款変更の内容】

◎理事
- ●定数　7名以上9名以内
  （変更前13名）

◎評議員
- ●定数　13名以上15名以内
  （変更前28名以内）

◎公益事業への変更等
地域福祉・保健センター等

定款（抜粋）

（目的）
第一条　川本町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

（事業）
第二条　社会福祉事業（社会福祉法に掲げる事業）

（評議員の定数）
第六条　この法人に評議員13名以上15名以内を置く

（評議員の選任及び解任）
第七条　評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、この委員会において行う

（役員の定数）
第十七条　この法人に、次の役員を置く
①理事　7名以上9名以内
②監事　2名

（公益を目的とする事業）
第四十二条　次の事業を行う
①地域福祉センター並びに保健センターの経営
②悠湯プラザの経営
③子育てサポートセンターの経営
④自立相談支援事業

子育てサポートセンター

『いいお顔のひろば』へ遊びに来てね!!

ご家庭で子育て中の保護者の皆さん！「子どもと遊ぶ場所がほしい」「子育ての悩みを共有したい」「近所に子育て中のお友達がいない」等…。こんなことでお困りではないですか？

川本町子育てサポートセンターでは、未就園のお子さんと保護者の方対象の『いいお顔のひろば』にて、毎月楽しいイベントを行っています。親子のふれあいや保護者の方の交流・くつろぎの場として、ぜひお出かけください。

子どもの居場所

★すこやかセンター２階を開放し、地域の方々（サポーター）が見守りをする中で、子ども達が集い、異年齢が交流できる場所です。

～『キッズ☆クラブ』～

★放課後や長期休暇中、運動・工作・遊び・クッキングなどの体験活動をしています。
★地域の方を講師にお招きし、達人の技を伝授してもらいながら楽しく活動しています～♪

キッズ☆アトリエ

・蔓かご編み、木のアルバムなど、自然物でステキな作品を作ろう～♪

講師　樋口　千代子 先生

キッズ☆スタジアム

・お芋を作ったり、昔の遊びを体験したり、楽しいことが盛りだくさん！

講師　横田　初幸 先生

キッズ☆キッチン

・自分達で作ったおやつは最高～(^v^)

講師　三上　公子 先生
川本町食生活改善推進協議会会員の皆さま

キッズ☆トレーニング

・アスリートもやっている体幹トレーニングで、身体の基礎をつくります（^^）

講師　宇山　民代 先生

認知症講演会

～毎日の生活をもう一度見直そう～

3月28日（火）、すこやかセンターに於いて、講師に島根県立大学出雲キャンパス副学長 山下一也氏をお迎えし、「認知症講演会」として「認知症と生活習慣病との関係」について講演をしていただきました。認知症は、生活習慣と大きな関わりを持っていると言われています。高血圧症や糖尿病等の生活習慣病が認知症を発症するリスクを高め、発症までの数十年の生活をどう送るかで違ってくると言われています。今一度、食生活や日常生活を見直し、予防しましょう。

ありがとうございました

香典返し寄付金

（平成二十九年一月～三月まで）

（御住所）	（御芳名）	
湯谷	落合登喜子	様（故 落合 定信 様）
川本	玉川喜佐子	様（故 大畑 美喜 様）
川本	蛇草多美子	様（故 岡 小夜子 様）
川本	寺本 正	様（故 寺本 三郎 様）
川本	小迫裕文	様（故 小迫 俊男 様）
因原	堂面達夫	様（故 堂面ナナヱ 様）
川下	佐々木義樹	様（故 佐々木義春 様）
川下	佐々木勝司	様（故 佐々木ヒフミ 様）
川本	佐々木國夫	様（故 佐々木梅子 様）
川本	山口恵三	様（故 山口 一子 様）
田窪	山口基昭	様（故 山口 光子 様）
因原	山下廣眞	様（故 山下 春江 様）
三俣	尾﨑敏博	様（故 尾﨑 芳江 様）